

函館市ふぐの処理およびふぐ処理者の認定等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第12号）、食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）、函館市食品衛生法施行細則（平成12年函館市規則第26号）および関係法令に基づき、ふぐの処理を行う営業に必要な事項およびふぐ処理者の認定等に必要な事項を定め、ふぐによる食中毒の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「改正前の細則」とは、函館市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和2年函館市規則第44号）により改正される前の函館市食品衛生法施行細則をいう。
- (2) 「ふぐの処理」とは、ふぐの有毒部位を除去すること、または、卵巣および皮の塩蔵処理を行い製品の毒性を確認することをいう。
- (3) 「ふぐ処理者」とは、食品衛生法施行規則別表第17第1号へに規定する「ふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者」をいう。
- (4) 「ふぐ処理責任者」とは、改正前の細則第12条第4項各号に該当する者をいう。
- (5) 「ふぐ処理者認定試験」とは、食品衛生法施行細則第18条第1項に基づき北海道知事を実施するふぐ処理者認定試験、または、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発第1031第6号厚生労働大臣官房・食品安全審議官通知）に基づき、他都府県等が実施するふぐ処理者の認定のための試験をいう。

(ふぐ処理者の要件)

第3条 ふぐ処理者として認める者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県知事等が実施するふぐ処理者の認定試験に合格した者
- (2) 改正前の細則の規定によるふぐ処理責任者
- (3) 前各号に掲げる者と同等以上の知識および技術を有すると市長が認める者

(ふぐを処理する施設等の申請・届出等)

第4条 新たにふぐを処理する営業を営もうとする場合等における手続きは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新たにふぐを処理する営業を営もうとする者は、食品衛生法施行規則第67条に基づく営業の許可申請（以下「申請」という。）、または、同規則第71条に基づく営業許可の申請内容に変更があったときの届出（以下「届出」という。）の際、業種に関する事項のうち、ふぐの処理に関する事項を予め申請（届出）すること。
- (2) 前号の申請（届出）の際、ふぐ処理者の資格は次により確認するものとする。
 - ア 都道府県知事等が実施したふぐ処理者認定試験合格者またはふぐ処理責任者講習会受講者の場合は、ふぐ処理者認定試験の認定証またはふぐ処理責任者講習会受講証の提示を受け資格の確認を行う。
 - イ 都府県知事等が発行したふぐ調理師等の免許証所持者の場合も、上記と同様に取り扱うものとする。
- (3) 第1号の申請（届出）を受理したときは、市長は別記第1号様式による標示書を交付する。
- (4) 前号の規定による標示書の交付を受けたふぐの処理を行う営業者は、ふぐの処理を行う施設の見やすい場所にその標示書を掲示すること。
- (5) 第1号の申請（届出）内容に変更を生じた場合、または当該施設においてふぐの処理を行わなくなった場合は、食品衛生法施行規則

第71条に基づき必要な届出を行うこと。

(6) 前号の規定において、ふぐの処理を行わなくなった場合は、営業者の責任のもと標示書を破棄すること。

(ふぐの処理を行う施設の監視指導)

第5条 前条第1号に基づき申請（届出）のあった施設に対しては、食品衛生法施行規則および食品衛生法施行条例に定められた基準のほか、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け厚生省環境衛生局長通知）および「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）等の関連通知に基づき指導等を行う。

(その他)

第6条 函館市ふぐ処理責任者講習会実施要領（平成17年10月18日制定，令和3年5月31日廃止）に基づくふぐ処理責任者講習会を修了した者が，同要領に基づく修了証書を破損もしくは亡失した場合，または修了証書の記載事項に変更を生じた場合は，別記第2号様式による修了証再交付申請書を市長に提出し，修了証書の再交付を受けることができる。

附 則

この要綱は，令和3年6月1日から施行する。

食品衛生法に基づく
ふぐ処理施設



施設名：

施設所在地：函館市

市立函館保健所

別記第2号様式

ふぐ処理責任者講習会修了証書再交付申請書

年 月 日

函館市長 様

氏 名

生年月日 年 月 日

函館市ふぐの処理およびふぐ処理者の認定等に関する取扱要綱第6条の規定により、ふぐ処理責任者講習会修了証書の再交付を申請します。

記

- 1 再交付の理由
- 2 ふぐ処理責任者講習会修了証書交付年月日
- 3 ふぐ処理責任者講習会修了証書交付番号

(注) 再交付の理由の欄には、破損または紛失した場合にあってはその旨を記載し、修了証書の記載事項の変更の場合にあっては、新旧の変更事項を記載してください。